

見積り仕様書一覧【印刷物】

次に掲げる物件について、見積書(税抜)を福山市上下水道局管財契約課へ契約番号ごとに提出してください。

詳細仕様書、見本等は福山市上下水道局管財契約課に申し出て配布を受けることができます。

※FAXの場合、見積書提出専用番号 : (084)928-1631

※電子メールの場合、見積書提出専用アドレス : kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

公開日	2026年(令和8年)6月5日(金)
質問書提出期限	2026年(令和8年)6月9日(火) 17:15
見積書提出期限	2026年(令和8年)6月11日(木) 17:15

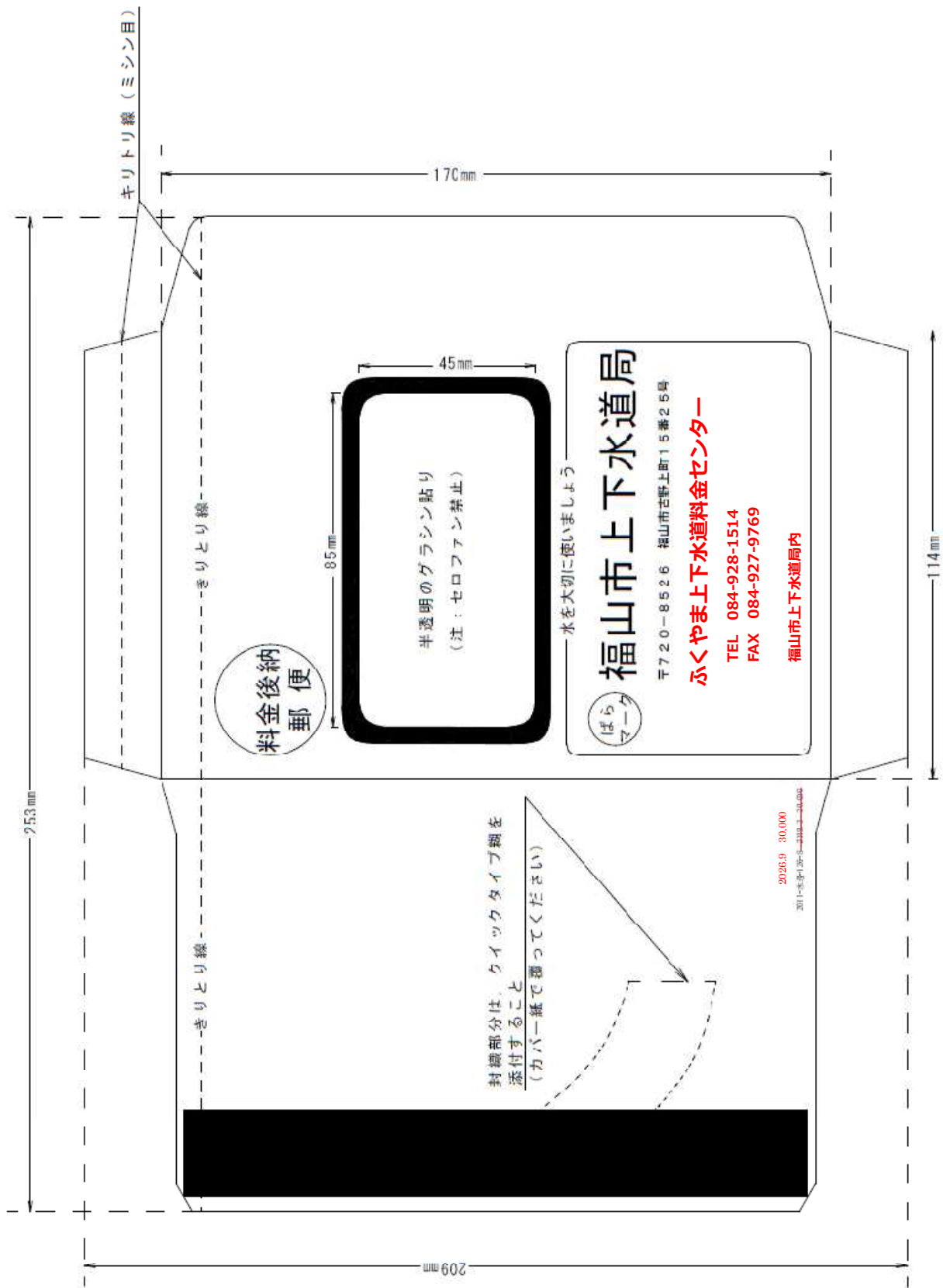
契約番号	品名
170	納付用窓あき封筒(タテ形)
172	集落排水処理施設使用料納入通知書

印刷物仕様書

契約番号

170

品名	納付用窓あき封筒（タテ形）		
印刷単位	30,000枚【1箱1,000枚入り】		
納入期限	2026年（令和8年）9月30日（水）		
規格	1 A__判 2 B__判 ③その他（見本のとおり）	仕上寸法 170mm×114mm	
紙質	1 上質紙__kg ②再生紙70kg ③その他（浅葱色）		
印刷方法	1 タイプオフ 2 活版 3 写植 4 平版 5 写真製版 6 その他 ※原稿からのダイレクト製版は認めません		
刷り方	1 片面刷 ②両面刷 3 その他（ ）		
刷り色	1 黒色 2 赤色 ③青色 4 セピア色 5 その他（ ）		
校正	1 責任校正 ②要校正（2回）		
穴あけ	1 上 2 下 3 左 4 右 ⑤不要 6 その他（ ）		
製本方法	1 表紙（有・無） 2 天のり 3 左のり 4 切取式		
印刷単位	1（ ）枚綴 ②（1,000枚/箱） 3 ばら（100枚ごとに仕切り）		
納品場所	福山市古野上町15番25号 福山市上下水道局 本館1階 お客さまサービス課 （担当者 久本 : 電話（084）928-1528 FAX（084）921-6050）		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕上寸法（JIS等）に注意すること。 2 封筒内側に「ばらのまち福山シンボルマーク」を印刷すること。 3 きりとり線（ミシン目）を外枠から1cmのところに入れること。 4 市章のエンボス加工は、2か所に施すこと。 5 窓あき部分は、寸法に留意し、グラシン貼りとする。 6 裏面の封緘部分は、グラシンテープを添付すること。 7 仕様書及び見本を参考にしてもなお不明な点がある場合は、担当の指示を受けること。 8 1箱1,000枚入りとし、30箱で納品すること。 		



印 刷 物 仕 様 書

契約番号

1 7 2

品 名	集落排水処理施設使用料納入通知書		
印刷単位	2,000枚		
納入期限	2026年(令和8年)8月31日(月)		
規 格	①A4判 2B__判 3その他()	仕上寸法	210mm×297mm
紙 質	1上質紙__kg 2再生紙__kg ③その他(別紙見本のとおり)		
印刷方法	1タイプオフ 2活版 3写植 4平版 5写真製版 6その他 ※原稿からのダイレクト製版は認めません		
刷 り 方	1片面刷 ②両面刷 3その他()		
刷 り 色	1黒色 2赤色 3青色 4セピア色 ⑤その他(濃紺・橙色)		
校 正	1責任校正 ②要校正(2回(1回目:字句校正) (2回目:OCR機器読取確認))		
穴 あ け	1上 2下 3左 4右 ⑤不要 6その他()		
製本方法	1表紙(有・無) 2天のり 3左のり 4切取式		
印刷単位	1(枚綴) 2(枚 組綴) ③ばら()		
特記事項	1 仕上寸法(JIS等)に注意すること。 2 紙質及び2色刷りの位置・サイズについては、見本のとおりとすること。 3 ミシン目あり。(見本のとおり) 4 角切数 表1箇所 5 公印の印影の印刷あり(福山市上下水道事業管理者、方13mm) 6 OCR機器読取確認を行うため、校正時には10枚納品すること。 7 仕様書及び見本を参考にしてもなお不明な点がある場合は、担当の指示を受けること。 8 梱包は5箱で行うこと(2,000枚)		

210.0

適格請求書（インボイス）

登録番号			
事業者名	福山市集落排水事業会計		
請求年月日	年 月 日		
請求内容	福山市集落排水処理施設使用料		
使用年月	～		
合計金額	円		
消費税率	%	消費税額	円
お客様番号			
事業者名前又は名前			

福山市上下水道局
 お客さまサービス課
 電話
 (084)928-1528

91.0

次のとおり納期限までに納付してください。

●納期限について

集落排水施設使用料の納期限は毎月月末（月末が土、日、祝の場合は翌営業日）です。必ず納期限までに納めましょう。

●納付は便利な口座振替で

口座振替をご利用になりますと、納期ごとに金融機関へ出向く必要がなく、納め忘れがなくなります。口座振替をご希望の方は、ふくやま上下水道料金センターへお問い合わせください。

105.0

集落排水処理施設使用料
納入通知書

101.0

<p>年度 福山市 集落排水処理施設使用料 納付書兼領収書</p> <table border="1"> <tr><td>使用料</td><td>円</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計額</td><td>円</td></tr> </table> <p>金額には消費税・地方消費税相当額 円を含まず。</p> <p>納付者 様</p> <p>納期限</p> <p>請求種別</p> <p>人員 人 領収日付印</p> <p>福山市上下水道事業管理者</p> <p>印</p> <p>(納付書係)</p>	使用料	円	延滞金	円	合計額	円	<p>年度 福山市 集落排水処理施設使用料 原符兼払込金受領証</p> <table border="1"> <tr><td>使用料</td><td>円</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計額</td><td>円</td></tr> </table> <p>金額には消費税・地方消費税相当額 円を含まず。</p> <p>納付者 様</p> <p>納期限</p> <p>請求種別</p> <p>主管課名 領収日付印</p> <p>福山市上下水道局 お客さまサービス課</p> <p>電話 (084)928-1528</p> <p>(金融機関)</p>	使用料	円	延滞金	円	合計額	円	<p>年度 福山市集落排水処理施設使用料 納入済通知書</p> <p>ID</p> <p>科 目 年 度 期 間 金 額 領 収 日</p> <p>使用年月 地区名 納期限 年月日</p> <p>金額 円</p> <p>お客様番号</p> <p>金額には消費税・地方消費税相当額 円を含まず。</p> <p>福山市上下水道局 出納・収納取扱金融機関</p> <p>領収日付印</p> <p>領収しまたは 印で通知します。</p> <p>福山市上下水道 企業出納係</p> <p>延滞金</p> <p>合計</p> <p>(¥マークは絶対に記入しないでください)</p> <p>※番サ-2024-4-1</p>
使用料	円													
延滞金	円													
合計額	円													
使用料	円													
延滞金	円													
合計額	円													

53.0

53.0

104.0

297.0

○延滞金について

納期限を過ぎて納付するときは、当該納付金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数を切り捨て、又は全額を切り捨てる。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数金額は切り捨てる。）を納付しなければなりません。ただし、各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、前年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金の額が2,000円未満であるときは、納付の必要はありません。

○督促状について

納期限を経過しても納付がない場合は、督促状が発せられます。

○審査請求について

この処分に対する不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市上下水道事業管理者となります。）。なお、処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分取消しの執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

福山市上下水道局
(Fukuyama Municipal Waterworks & Sewerage Bureau)
〒720-8526 福山市古野上町15番25号
ふくやま上下水道料金センター
(受託会社) 第一環境株式会社
電話 (084)928-1514

(納付場所)

◆次の金融機関の全国店舗

- 広島銀行 中国銀行
- 百十四銀行 山陰合同銀行
- 香川銀行 伊予銀行
- しまなみ信用金庫 トマト銀行
- 信用組合広島商銀 愛媛銀行
- 中国労働金庫 両備信用組合
- 山口銀行 福山市農業協同組合
- 西日本シティ銀行 広島信用金庫
- もみじ銀行 広島県信用組合
- 笠岡信用組合 備後信用組合
- 広島県信漁連

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この払込書を、金融機関の渉外員にお預けになり引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

(お願い)

- ・この使用料は、世帯人員数及び処理対象人員数に基づいて算定されています。人数に変更が生じた場合は、速やかに「集落排水処理施設世帯人員等変更届」を提出してください。
- ・処理施設使用者に変更が生じた場合は、「集落排水処理施設使用者変更届」を提出してください。
- ・転出等により集落排水処理施設の使用をやめるときは、「集落排水処理施設使用休止届」を提出してください。休止届の提出がない場合、使用しているものとみなし、使用料の請求を行うことになります。

この納付書はゆうちょ銀行及び郵便局では納付できません。